

「えひめバーチャル建設産業体験プログラム事業」実施業務 企画提案募集要領

1 趣旨

本募集要領は、「えひめバーチャル建設産業体験プログラム事業」実施業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

(1) 業務名

えひめバーチャル建設産業体験プログラム事業実施業務

(2) 目的

少子高齢化や人口減少に伴い、労働力人口の減少が進行する中で、建設産業においても担い手不足が顕在化し、担い手の確保・育成は喫緊の課題となっていることから、将来の建設業界の担い手となることが期待される小・中学生を対象に、マイクロソフト社が提供するマインクラフトの操作方法の習得から、愛媛県内の建設構造物の疑似制作を体験し、モノづくりへの興味関心を高め、安全・安心な地域づくりや県民の生活を支える愛媛県の建設産業の特徴・魅力を理解するためのワークショップを開催することを目的とする。

(3) 内容

別添「仕様書」のとおり

(4) 期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

3 委託料の上限額

4,457,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年愛媛県告示第192号）第2条第1項の規定に基づき、令和8～10年度における資格を有すると認められた者。又は、7に定める参加申込の提出までに資格の認定が予定されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国又は地方自治体から、競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て及び会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (8) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は(1)～(7)の資格要件を満たすとともに、構成員は(2)～(7)の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

5 参加申込及び資格要件の確認

提出期限：令和8年4月30日（木）午後5時15分まで

参加を希望する事業者は、9に定める提出先へ、次の書類を持参し、又は郵送により、提出すること。

なお、郵送の場合は、同日の午後5時15分までに必着すること。

- (1) 参加申込書（様式1）：1部
- 共同企業体は、様式1-1及び様式2、様式2-1、共同事業体協定書の写しを提出すること。
- (2) 附属書類：各1部
- 企業概要（様式任意。既存のパンフレット等でも可）
- ※参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式任意）を提出すること。

6 質問

提出期限：令和8年4月30日（木）午後5時15分まで

- (1) 業務内容や契約手続等に関する質問は、様式3によりメール、Fax、持参又は郵送で行うこと。
- (2) 質問に対する回答は、愛媛県ホームページ（令和8年度えひめバーチャル建設産業体験プログラム事業実施業務企画提案募集の実施について）に掲載することにより行う。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案書の作成及び提出部数

提出期限：令和8年5月22日（金）午後5時15分まで

次の書類を持参又は郵送により、提出先へ提出すること。

なお、郵送の場合は、同日の午後5時15分までに必着すること。

- (1) 企画提案書（様式4）：6部（うち正本1部。(2)～(7)において同じ。）
- (2) 企画書（様式任意）
- 企画書の構成は自由であるが、仕様書の内容を網羅した内容とすること。
 - 仕様書に記載のある事項以外で独自に提案できるものがあれば、その内容と考え方を記載すること。
- (3) 業務実施体制（様式任意）：6部
- 本事業の実施体制や役割分担を記載すること。（責任者及びスタッフの役職及び氏名等）
 - 業務の実施体制を図示した書類を添付すること。
- (4) 業務工程表（様式任意）：6部

- ・ 業務の実施について、契約後から業務完了までの大まかな業務遂行の工程表を作成すること。
- (5) 見積書（様式任意）：6部
 - ・ 消費税及び地方消費税を含む額とすること。
 - ・ 見積りの根拠となった所要経費の積算内訳を記載すること。
- (6) 類似事業の業務実績（様式5）：6部
 - ・ 参加申込日前5年以内において、国又は県、市町村等の自治体での類似業務を受注し、完了した実績がある場合は、提出すること。
- (7) 類似事業等の成果物：6部
 - ・ 様式5に記載された業務に係る成果物又はこれまでに制作した本業務に類似する成果物がある場合は、提出すること。（3種類まで）

8 留意事項

- (1) 企画提案書は、1者1提案のみとする。
- (2) 企画提案書の作成及び見積書並びにこれに係る附帯作業の経費等は、参加事業者の負担とする。
- (3) 見積額が3に定める委託料の上限額を超えるものは、審査の対象としない。
- (4) 企画提案書の規格は、原則A4判用紙（片面印刷）を使用し、A3判用紙（片面印刷）を使用する場合には、原則A4判に折り込むこと。
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、必要に応じ複写することがある。
- (8) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- (9) 提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

9 提出先及び問合せ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2（愛媛県庁第一別館4階）

愛媛県土木部土木管理局土木管理課契約・建設業グループ

Tel: 089-912-2643 Fax: 089-912-2639 E-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

10 業務予定者の選定方法

- (1) 次の基準に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。

項目	審査のポイント
業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の趣旨及び目的を十分に理解しているか。 ・ 仕様書の内容を漏れなく的確に反映しているか。

業務遂行の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績やノウハウを有しているか。 ・十分な知見及び実績を有する人員を配置し、適切な業務実施体制となっているか。 ・業務を確実に遂行するための、具体性、妥当性、実現可能性がある提案内容となっているか。 ・実施スケジュールが実現可能なものとなっているか。
提案内容の優良性	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なビジネスアイデアの創出に繋げるための体系的かつ効果的な事業内容が提案されているか。
提案内容における創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実効性を高める観点での独自発想や工夫が盛り込まれているか。
同種業務の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種の受託実績やその内容・成果は十分か。
体制の充実度・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの人数や実績が適切かつ信頼できるものとなっており、円滑に業務を遂行できる体制となっているか。 ・県と随時、連絡・調整を図ることができるスタッフが配置されているか。
費用計上の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容と比較して、見積額は適正なものとなっているか。 ・見積額に対して高い効果が期待できるか。

- (2) 審査は、「えひめバーチャル建設産業体験プログラム事業実施業務委託事業者選定要領」に規定する審査会において行う。
- (3) 必要に応じ、企画提案者に対し、時間、場所及び実施内容等に係る詳細通知を行った上で、企画提案者によるプレゼンテーション（対面またはオンライン）を実施する。
- (4) プレゼンテーションを実施する場合において、応募者が5人以上のときは、審査会において書面による事前審査を行い、当該審査を通過した者のみを対象とする。

11 業務予定者の選定

- (1) 審査方法
 - ・審査会が企画提案書を採点し、総得点の6割以上である企画提案者の中から、最も優れた提案として評価した上位1位の者を、業務予定者として選定する。
 - ・提案者が1者のみの場合は、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に、業務予定者として選定する。
- (2) 審査結果
 - ・審査結果は、審査後全ての提案者に通知する。ただし、順位や採点結果を知らせるものではない。なお、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けない。

12 委託契約

- (1) 契約の締結
 - ・契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、業務予定者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と業務予定者の双方が合意に至った場合に、業務予定者から見積書を徴し、別途定める予定価格の範囲内

であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

- ・ 業務予定者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となったものと契約内容について協議を行った上で、契約を締結する場合がある。

(2) 契約書の作成

- ・ 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- ・ 契約に当たって電子契約を希望する場合は、上記 12（1）の見積書に係る提出期限までに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式は、契約候補者に別途送付する。）を提出すること。
- ・ 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確認しないものとする。

(3) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

13 その他

- (1) 提出された書類については、委託者において、事業者の選定手続以外には使用しないものとする。
- (2) 企画提案及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語とし、使用する通貨は円とする。

14 スケジュール

企画提案募集開始	令和 8 年 4 月 17 日（金）
参加申込書の提出期限	令和 8 年 4 月 30 日（木）
実施内容等に関する質問書の提出期限	令和 8 年 4 月 30 日（木）
企画提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 22 日（金）
審査会、審査結果通知	令和 8 年 5 月下旬（予定）